□ 肝炎治療費助成制度 受給者証交付申請必要書類等早見表

申請区分			交付申請書の 様式番号	診断書・意見書等の 様式番号	住民票 (世帯全員分)	所得課税証明書 (世帯全員分)	被保険者証 (コピー)	受給者証 (コピー)
B型慢性 肝疾患の方	核酸アナログ製剤 治療	新規	様式第3号-2	様式第4号-4(その1)	要	要	要	_
		更新		様式第4号-4(その2) 又は検査結果と治療内容 が分かる資料				要
	インターフェロン 治療	新規	様式第3号−1	様式第4号-1	要	要	要	_
		2回目		様式第4号-2				
		3回目		様式第4号-3				
C型慢性 肝疾患の方	インターフェロン フリー治療	新規(非代償性肝 硬変を除く)	· 様式第3号-3·	様式第4号-7	要	要	要	_
		再治療(非代償性 肝硬変を除く)		様式第4号-8 様式第4号-11(注)				
		新規(非代償性肝 硬変)		様式第4号-9				
		再治療(非代償性 肝硬変)		様式第4号-10				
	インターフェロン 治療	新規	様式第3号-1	様式第4号-1	要	要	要	_
		2回目		様式第4号-2				
		副作用等延長	様式第13号		_	_	_	要
		72週延長 (2剤併用)	様式第15号					

[※]主治医とよく相談され、必要書類を揃えて住所地を管轄する健康福祉センター(下関市の場合は、下関市立下関保健所)へ申請してください。

[※]申請の状況等により、追加の添付書類が必要になる場合もあります。

^{※「}自己負担限度額階層区分の決定に係る市町村民税合算除外申請」が必要な方は、上記書類とは別に書類が必要となります。

[※]その他、ご不明な点等はもよりの健康福祉センター(下関市の場合は、下関市立下関保健所)にご確認ください。

⁽注)様式第4号-11は、肝疾患診療連携拠点病院(山口県内では、山口大学医学部附属病院)以外の医療機関で治療を受ける場合に必要となります。